

落札者決定基準

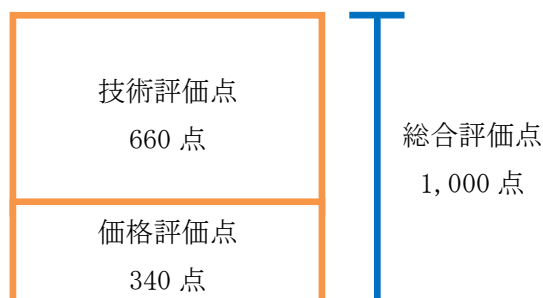
神戸市介護保険関連システム再構築業務委託

令和8年7月

神戸市福祉局介護保険課

1. 基本的な考え方

落札者の決定は、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内で入札があった者のうち、総合評価点の最も高い入札者を落札者とする。



(1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

次項(2)及び(3)に基づき評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数(以下「総合評価点」という。)が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」のバランスは、2対1とする。入札者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純な和となる。

$$\text{総合評価点 (1,000点)} = \text{技術評価点 (660点)} + \text{価格評価点 (340点)}$$

(2) 提案内容の評価

別に定める「技術提案項目評価表」に基づき提案内容の評価し「技術評価点」を与える。

(3) 入札価格の評価

後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を与える。

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効数字とする。

(5) 総合評価点の最も高い者が2者以上存在するとき(同点のとき)の対応

① 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

② 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合

くじ引きにより落札者を決定する。

2. 提案内容の評価

(1) 技術評価点について

以下のとおり評価項目の大分類及び配点を設定する。

<配点設定>

I章 全体概要	: 230点
II章 機能要件	: 70点
III章 プロジェクト管理	: 145点
IV章 システム構築に係る要件	: 145点
V章 運用保守業務委託	: 50点
VI章 追加提案	: 20点

(2) 評価点の考え方

① 評価全般の評価点について

別紙「技術提案項目評価表」の各評価項目はA～Fの6段階、A、C、E、Fの4段階、A、E、Fの3段階、A、Fの2段階で評価し、別紙「技術提案項目評価表」に記載する各評価項目の配点に表1の「配点に対する乗数」を乗じ、評価点を算出する。

表1 (評価の目安)

評価	採点基準	配点に対する乗数
A	本市にとって特に有益かつ実現性の高い方法が記載されており、非常に職員の負担軽減等が見込まれる提案内容である	1
B	本市にとって特に有益かつ実現性の高い方法が記載されており、職員の負担軽減等が見込まれる提案内容である	0.8
C (基準評価)	本市にとって有益かつ実現性の高い方法が記載されている提案内容である	0.6
D	本市にとって有益又は実現性のいずれかに課題があり、やや職員の負担軽減等が見込まれない提案内容である	0.3
E	本市にとって有益又は実現性のいずれかに課題があり、職員の負担軽減等が見込まれない提案内容である	0.1
F	記述のないもの	0

② 機能要件・帳票要件・連携要件の評価点について

原則、①に記載されている採点基準で評価を行うが、「機能要件一覧」のうち、「標準仕様書でオプションと定められた機能（標準オプション機能）」及び「標準仕様書の項目以外に本市が求める機能（独自機能）」については、表2、表3の基準を用いて、「帳票要件一覧」については表4の基準を用いる。また、「連携要件一覧」のうち、「標準仕様書でオプションと定められた連携（標準オプション連携）」及び「標準仕様書の項目以外に本市が求める連携（独自連携）」については、表5、表6の基準を用いて、機能・帳票・連携項目単位で評価し、評価点の計算は次の式で行う。

$$\text{評価点} = \bullet \times \frac{\text{機能・帳票・連携項目単位の採点結果}}{\text{満点（全ての機能・帳票・連携項目を「全てを提案するパッケージシステムで対応」とした場合の合計点）}}$$

※端数は、小数点第2位で四捨五入する。

表2（機能要件中、本市として実装必須とするオプション・独自機能の評価）

評価	採点基準		配点
A	◎	全てを提案するパッケージシステムで対応	5点
B (基準評価)	○	全てを提案するパッケージシステム又は外付けシステム等で対応	3点
C	△	全て又は一部を代替方法で対応 (職員による手作業や運用対応に頼る部分がある)	1点
失格	—	一部でも対応できない要件が含まれる・記載がない	—

表3（機能要件中、実装希望としているオプション機能の評価）

評価	採点基準		配点
A	◎	全てを提案するパッケージシステムで対応	5点
C	△	全て又は一部を代替方法で対応 (職員による手作業や運用対応に頼る部分がある)	1点
D	×	一部でも対応できない要件が含まれる	0点

表4（帳票要件の評価）

評価	採点基準		配点
A	◎	提案するパッケージシステムで対応	5点
B	○	提案する外付けシステム等で対応	4点
C (基準評価)	△	全て又は一部を代替方法で対応 (職員による手作業や運用対応に頼る部分がある)	3点
失格	—	一部でも対応できない要件が含まれる・記載がない	—

表5（連携要件中、本市として実装必須とするオプション・独自連携の評価）

評価	採点基準		配点
A	◎	全てを提案するパッケージシステムで対応	5点
B (基準評価)	○	全てを提案するパッケージシステム又は外付けシステム等で対応	3点
C	△	全て又は一部を代替方法で対応 (職員による手作業や運用対応に頼る部分がある)	1点
失格	—	一部でも対応できない要件が含まれる・記載がない	—

表6（連携要件中、実装希望としているオプション連携の評価）

評価	採点基準		配点
A	◎	全てを提案するパッケージシステムで対応	5点
C	△	全て又は一部を代替方法で対応 (職員による手作業や運用対応に頼る部分がある)	1点
D	×	一部でも対応できない要件が含まれる	0点

③ 技術評価点の計算

技術評価点の計算は以下の式で行う。

項目評価点 = 評価項目の評価点×配点に対する乗数（評価ごと）

章の評価点 = 章内の項目評価点の合計

技術評価点 = 章の評価点の合計

④ 落札者としらない場合について

ア 技術評価点について

参加者が1者の場合も含め、各参加者の「技術評価点」の得点率（技術評価点の合計点／技術評価点の満点×100）が55%未満の場合には、当該参加者を落札者としらない。

また、「技術評価点」の得点率が55%以上の場合であっても、必須項目のうち1項目でも基準評価に満たない項目がある場合には、評価委員会で協議のうえ、落札者としらない場合がある。なお、必須項目は別に定める「技術提案項目評価表」で示す。

イ 「機能要件一覧」の実装必須項目について

「機能要件一覧」で実装必須とする機能が、1機能でも実現できない仕様があると判断される場合若しくは記載のない場合には、評価委員会で協議のうえ、落札者としがない場合がある。ただし、以下に該当する機能要件については、「対象外」と回答しても失格としない。

- ・ 標準仕様書の調達時の版数以降への改版により、機能要件の実装類型が「実装必須」から「標準オプション」に変更となった機能

3. 入札価格の評価

「価格評価点」の点数算出式は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 340 \times (\text{最低入札金額} / \text{入札金額})$$

※最低入札金額は、入札に当たっての評価のための数値であり、入札事業者の中で最も低い入札価格を設定する。

なお、入札金額が本市にて設定した予定価格を超えている場合は、落札者としがない。

※端数は、小数点第2位で四捨五入する。

4. 評価点の算出方法

入札者の獲得する「総合評価点」は、以下のとおり算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

以上